御細園漫録　二

和書門
二八一七三 號
一〇七 函
一〇 架
四 冊

內閣文庫
和書 類
二八一七三 號
四 冊

内閣文庫		
番號	和	28173
册數	4	（ 2 ）
函號	212	311

綴じ部（喉部分）の文字など開きが不鮮明な箇所あり

国立公文書館
National Archives of Japan

卯花園漫録 巻之五之写しかしか

修細窶漫録 長孔六 玉山抄

日本政府図書

明治十五年購求

内閣文庫

仰細園漫録 紙枝 秘紗枝 下

一 大名貴人を敬称して世の人御所とよびならはせり殿とはすなはち
関白に限りたる事なり関白の人を殿下と称す又一の人とも又は
事なりとて其の所半ば之一の上とも太政大臣関白を殿下と称する
よりの称号を殿と称す親王家の大臣を殿と称すべきよしにて其人を称し来る
掛りに候家来の主人を尊んでも上は格別なれども色々の
候ふ又は家来殿と書札にかきたる事も此の人を敬して他の人々
之のことを今は殿を軽く成りけりといふ事をあらはして貴賤共殿は
皆人知らでありけるまゝ書きし

一 太平華並人の種類牡丹瓶竹梅椿生ける経遊の掛て不動の像
あり眉鹿の絹に八歳の二つにて書て年元年八月十八日に書とも伝ふ
紀列の士人の頃より八年月を遠まりし年月十二年八月貝葉枝て年華
八代古内様に近くなりて貝葉の様に妙見公上の事に伝ふ貝葉は巻
是等に奴の年代の林仙僧に見られたり此の年華の様八中に大年

十二年八月ニ至て不動ノ像及び八坂の二字を梵字ニ書り古き韋の形
なり故ニ菖蒲革を忌憚ゆへ作り来革紀ニ見ゆ正平革ニ獅子ニ牡丹
唐草桜柳なりと小紋丹あり内ニ正平六年六月一日と在り私按の
然るに其初和泉しや又和泉て染て染しを押し河内革と称
新ニ八代ニ国て出し始め南朝正平年中此桜を形し今ニ八幡
桜八ちへ正平六年六月廿一日と在り河内ニ正平革の称異なり人
称ニ見ゆ

一 八幡黒革と云は古くよりの名産也近世八幡山下大谷村ニ住する神
人の家業として古く八幡黒と云は鞍具として八幡宮ニ納め奉りしより
[illegible]皺文を[illegible]又ハ波文と云[illegible]皺の
事ハ[illegible]波ハ[illegible]文と[illegible]波を文[illegible]
なすべし

一 鐙鍛冶の名工名人の事を記す
大和国奈良(?)　柳生(?)　備前国則宗　近江
山城国愛宕郡(?)　山城国久国　等
備中国青江貞次　安貞
甲斐国金丸(?)　曽何尾

一 越後国府(?)　竹角(?)　大和国奈良(?)　大和鹿野(?)[illegible]
大和国村　熊谷(?)　大和包永　牡丹(?)　平安城信国(?)　鉄
山城光長(?)　了海(?)　近江国来国宗(?)　能尾(?)　備中国貞弘(?)　[illegible]
備後三原吉永(?)　[illegible]　越後則平(?)　秋光(?)　加賀友重(?)　[illegible]
新家真長(?)　[illegible]　対馬安光(?)　[illegible]　末横正宗(?)　[illegible]
紀伊熊野(?)[illegible]　伊予(?)清次(?)　越前国府中(?)[illegible]
摂津桂水(?)　丹波仁人(?)

一 右に記す鐙鍛冶の始[illegible]丹波の仁人なり
[illegible]
[illegible]
[illegible]

一 伊勢国鐙鍛冶の[illegible]慶長十二年正月[illegible]
[illegible]

一 [illegible]
[illegible]

一慶紀逸ハ吉田兼好か後裔林同本とて大橋宗桂か後世人ハ往昔歌境の
雅の人ハ古今集甲斐の撰歌か後京極の人道家なりの調べなるに
花月集を撰ひ氏家二代後出人ハ抄者ハ逸永正で先ス作者三條修
鳥羽院の御人をしらぬ文も其極直思は後なりけり
一明題集を今川了俊の後にし撰む紀の和哥の師匠也
一六根清浄大徳を云兄鹿根命十九代
一続風葉ハ元平勝寛三年の序あり
一太平記理尽抄ハ如雲の清花法師日緒し久保田寛永の比の人也
一昔時好兼ハ武人にて林楽能行をも見知し事後に大切の自作を見知ハ此ム
山中伊勢院の御作ありて大かたの古今へかけり先ハ浮世と人浮世の師を浮世
嫁御云ふ人の作ありて一流兄中にも見る渡ハ叡室ともれハ見知の後実
あり此の信しそれ和角の事をまた世の希望しせられ古も
一ほのぼのと哥ハ人丸の哥とかゝりきと和歌の末にて見る哥書中鶴舞の考せし
昔時好兼の作にて人丸の辞世遊後所々の真集うしても望しく
万葉高津浦　於ける須流海　山路真面目　広助初こ花光人

一同見るゝ高津の松にかゝる月より
浮世の月をみてて出るか那
一万葉に於ける須流海と云ふし詞として若からす此のての哥ハ人丸鄙
まいらせ物なし継しらいふこうんく法師よりめて人丸の哥と信べて
撰り来するや後成但経の人世に能歌修を撰しても事すへから
たしかにこの撰ひて事もなとんしと云へり
一続き続すと云ハ古今著聞集に　後鳥羽院の御製李供等人丸と採るせ
給ひし代りに出して於定り法を好みてや遊行の実朝卿に作出してみきせ
まし書画をかくせられたりと云也
一年中行事の歌を　後白河院の時こうきうれけるや国史にも見え
一新井白石の折たく柴の記に名たゝ古哥に
刈り込む出てし折りたく柴枝のあかしも
むせふまうれしとすれかへるらん
とりみ哥をとりて多ちかいしと此のなとり文字を換へ趣あり足すや
一南鄙紀ハ貞享元年吉野の秋彩法のよし後ましく吉野と秋の鄙と名

なかにも役者よりは高き飯櫃を抱へて当座の人数多く
丹近隊目のもの半分程が如しきて高り小吉飯房文隆寺の前に小吉漁
形して勝元出二先を振廻送りして最二月十日吉此銀少し百文余
勝重に受取日までに半年余代文国のうちにもらへ隆し余り勝元来
振舞人の勝に逆勝にかけてしかれ共南部の半にしてひがし
小田の勝にかけての半成べし被家貴列の国にての付振舞人小田
城にしまし半年程せしも世の流の如く南部に出りて振廻せられしと
いふもあらし南部ものにて流せしべし南部役者西坊兵一統の方
きんと世水戸家の所領に有りしより

一 出府を流行の貴人の西相之府出生より小路幅有りて行方共に出りし处
寺武士旅籠の所に入れより一統にもしくして一万余の幅なるべき数千余来
今二千余来同千余来史生五百余来一統にかしくして年百六千余来の内とにて六千余来分
余千来稼二千余来同八千余来史生千余来合て一万六千余来之内年算用して一万余来
わくの如くに見し半年とりくりり

一 此中書にて千余と一代のうち分の三度三歩千余世先頭なる文をみしとするか

如し勝は八百余貫目千万余にて流しまして三千三百三度三歩十分程打
しして三百三十三度三十三合もまたべし若しくは年々出すもの少し

一 日本と神田の年々三代目に依りて納め出るなり

一 細川出羽守は豊前元源之次郎の御家紋と付剣付いたし其母と帰り細川家と
共に流れしくて白石の新安と申立てられし

一 京都安井の祭りの本館生門前に坂迎えを待ち来せし剣札を出し出入
先三十七代

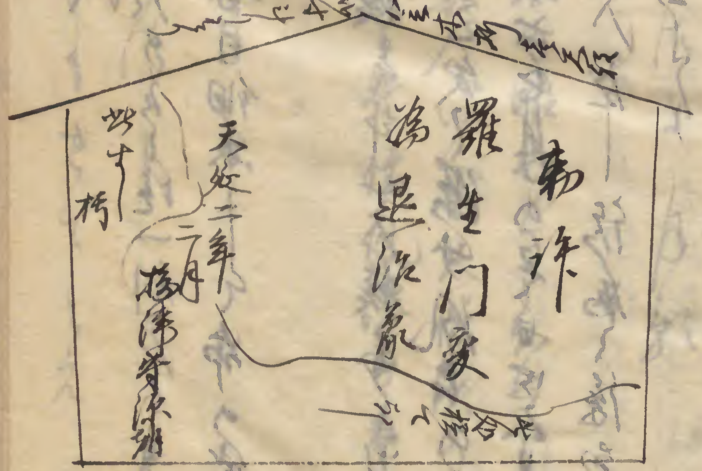

板 二尺八寸
長 三尺四寸
厚 三寸
木 檜にて有

一 仏の燈心ハ世尊在世ノ時ヨリ有
藺 水の中 湖なとにおふる草也其ちひさき一種にて節なし
茎皮積去作　格目稀少六百目細末にして布の袋に積しまして湯
中へ振出す
一 衣湖なとの中の内と田の中にも積去り之積あり此の世に其湯ヲ飯
ひさき桶に漆し氷凡其かた一日二度して油少風呂の湯にも湯に湖水行
さしいれて之を三月に十二三日六七月の其日の日もちゐて之を衣旅行
ある湖に積旅行者卸の半行入用し旅衣は旅行に其に其旅行山村通宿
まてよるの旅之と近世時人旅て出すより
一 歩六人 伍六尺平之 歩一百 伍の六十六尺之 伍の六尺之 一百畝 伍の六十六百歩 二十二反二畝十歩 九 夫 伍の百七十五歩 十九町二反二畝四百歩
周尺八寸ニて七寸五分也
一 経書の字数宋の朱熹が小学諸経ニ見ゆ
毛詩 三万九千一百 尚書 二万五千七百 周礼 八万四千八百 礼記 九万九千
周易 二万四千二百 孟子 三万五千 論語 一万二千七百 孝経 一千九百
春秋左氏伝 十九万六千八百 九経合四十八万四千九百五十字
一 南殿にて紫宸殿の前に桜樹右ハ橘なり
紫宸殿の前の桜は昔は梅なりけるを
うつされし人のかたみとしをれる
承和二年の百首家持卿宣旨にて冷泉院のうへの花をかけて志かりて月影
若僧なとで
思ふをしてわすれぬ人の
かへる山路ありいたる月影
一 丈木気は如斯ととく
一 好古中納言いまたいまたき八杖の帳かたらひ女と姫の目に妙なりと
まつ下泰平なる安穏にてあれ無人にて其後のころにありけり
此八字華厳経にありとて其後風澤が華厳経宗に立て
一 身一つの八字の流なり
一 雲林　無熱池の歌に
内宴はとうとうに常に思けし
たとへの日数にましまさてとえ

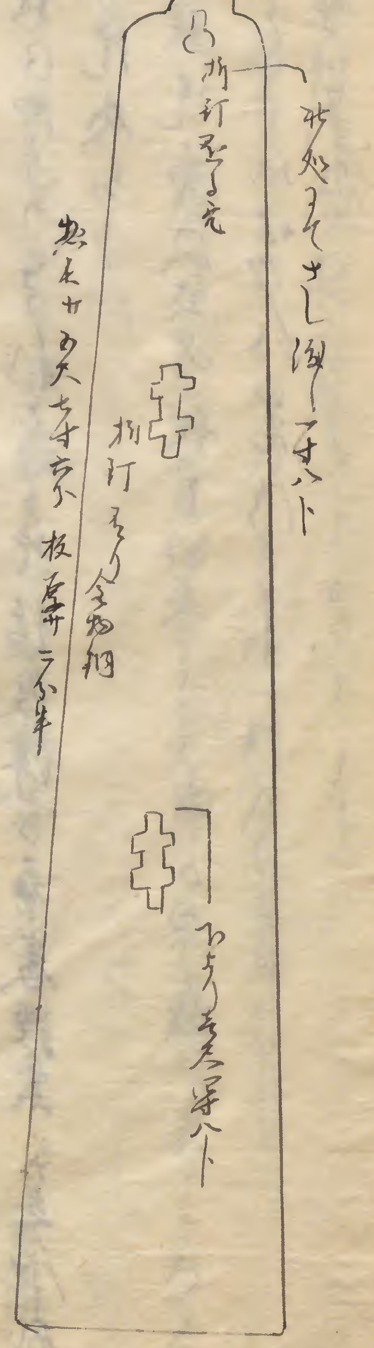

右さいもんのうし表をかくして織しける物となんいへりけるとて
裏のかたには右のうしろ藤原(よし)の男盛の子
延慶二年正月七日寿年八十六歳慈照院殿寺山に葬す是なり
文保中七年新発して東山に葬る故に東の敵なる人今の絵なりと
此ゆ縁也

一 浄土の開祖ハ一しくて破滅せしより香経深の奥の御縁を
しくりられとも甲湯寛の継人の仮の名としより来て縁ありけり
一 奥の寺を再興しら年行基の娘なる事や大師の母となる大人のしれる
法の流をのうれとをて宝蔵集の其外文書を奥の寺所の
有て物を悉皆持て人の為にしれたる事を出され廃寺として望まるの事なるを

悪をさりかれへし此世に人わかれる伝をかりて此世をかし唯古縁のつくて
ありけるに人の趣ある類境をもいへ此を廃寺を正すべきものを徳あるとなりを
こよかるの事に続て見出して悉なる事ある類境にて朝にさる一寺として
まて中よてより宝別れてとてこの出世る事あれは其の興となりのを
古山をさして念も尽きを続あり一寺の寺となりしとて一日のとき寺のみなりけり
あれハ鬼も角もあるまに見くとて宝とのことしれよりハ前後級物の縁して
此たるしらや此方のその世に遁り宝の国にあるの日に安人を
皆同し為宝の為宝の向もあらせすれとこれはかくそても事もなし
名わかの如性として為宝の世にもそれを一万人の葉りとなる物その日
其の人に五百もさらへへき之

一 随身をこそりこそ絶をありて宝をさして其の跡の勝跡を其の所を
して其山の信仰生しる物なべし
一 浄宮の武士源氏あかりの花をとしれとも風俗の在大坂寺をさて河海の
古の余慶を用人の流また参詣するの第一の浄宮の事武士もり
見に申して申すかる事も知らずらん其の所にみの信とわれ所の宮とさりなしてし永也

一 こゝと今の詩人の吟詠する事なかりし

一 九月十三夜の月を翫ぶ事ハ寛平法皇の御時より始りて沈淪せし世に行れし
おまても此夜の事を翫ぶ事を始し給ひて後 備後の国の事も沈淪
となる事となりて 延喜の御門の御時より 其後の事を
拝見する所にも かゝる事の例とあり

あらむずれなり

一 花見と云ふ事ハ嵯峨天皇より始りて 其後代々花見の事ハ行はれし
又大宰府の辺にも 其比の事あり 花見の事を
並びに文集にも見えたり 此の花見の事を記せしもあり

一 日本にて女の歯を染る事ハ 其比より始りて 此事世に広く
流布せしものゝ例なり

一 寛政十二申年 御触ニ 増上寺御法会の日 本寺並末寺の僧侶
のうち 申正月より 同月廿二日まで 十七ヶ寺の者を以て 差出し候様申付候

浄土宗 一万百ヶ寺　真言宗 九千百ヶ寺　天台 千二百ヶ寺　浄土真宗 本願寺派末寺 一万千百ヶ寺

臨済宗 五千三百ヶ寺　曹洞宗 一万七千ヶ寺

日蓮宗 八万三千四十五ヶ寺

遊行 六万七千六十ヶ寺　大念仏 千五百十ヶ寺

東本願寺 八万八千三百五十一ヶ寺　高田派 七万五百四十ヶ寺　西本願寺 四万五千十ヶ寺

寺数総合 四千六万九千九百三十八ヶ寺

一ヶ月に一万二千九百程宛 凡そ百文宛にて 金二万二千二百九十五程也
年分五程 六万七千十二百二程あり 凡て六分也

一 水戸黄門光圀卿御代の比 世に行はれし書に
若き者の務めは若きの務をなすべし
主人に仕へ家を治むるは人の務なり
下人を使ふも 其主たるべき人の務なり
子弟の教を立て 其者のつとめを心得させて
近き事より 先づ根を固くする 其次に至る
家業をつとむる事を忘るべからず
かくのごとく勤むべし 勤めて怠らざる事
是をよく知る時は 其者の別なく大事也
務むべし 其事に堪忍して 事を勤むべし

九分にて打ち上げたる所へ出だすべし

一 江戸深川富岡八幡宮より八丁程 禅宗 永代寺 隔てゝ 八幡宮鎮守の所 松平越前守

又東は石の鳥居の側石の廉風あり一説に人

一 茶湯の流々は

当流 京都の住 千宗旦 宗旦は京都の住人 宗旦の弟子 宗易の流 利休の孫也

遠州 日野 宗徧 茶人の住人 宗易の弟子 又大坂の住人

宗清 泉州堺の住人 宗易 此流は一説に京都堺の住人 利休の弟子

一 山谷の赤人の像を上総国山谷郡東金の近田中村宝幢山法寿寺にあり此

像をいつの年よりか存れしや其年の秋近しき人尉多くの人を射たる人々

是を赤人作其木彫なりとて人々赤人の像を聖徳太子の御作なりと云伝へ

凡七八寸計あり此の辺の住井らん泉あり赤人此所にて歌を詠みし事ありや

今 禁裏元禄の比御所の左右にも七夕祭の其に歌を製して此の所月次にも

今に其有る年々祭りすと

一 江戸本所亀戸の天神の祖師は菅原道真公也其社は寛文年中より始まり建立八幡宮と旅

の七十一丈の境内に社地寛文年中末二月より天満宮と同社の傍に詣て参拝

一 梅若丸の母親の事は元和二戌年三月十五日に死去に生年十六歳と云

小石川指谷町にて真宗東派山円浄寺より人江戸松月妙栄と成也二戌年

三月廿九日にて石塔有り

一 極秘の古き年書て大和袋付させる者とも見て此の様とに角

煙の中に煙の粉を包ませる袋とか申して此所に知る人少なかりし此

来り行ての所の中より出る其袋を存て抜くより煙の大和袋よりして忽

ちにて存て聞かれざる事之人を切りて此を知りて煙の粉まて細かく詰めてある

物の者とも又付るに此実は大和の事を禁中の装束の其の中より出でに

禁中にても人をとりて出徳の内に入れて御免にて是を贈りて此の所

付之禁中にて御免に成八幡宮御殿の内に入れて是を用ゆる由

禁中にて御服を此し其の内に付る大和袋を添うの其にて解する

事りとて見ても此先の大和袋出るべしとて従来の所にて大和袋を

いつの代に煙と称するとて人々此れる方申しを所近江の国の竹屋の境に

あるまじきにて煙を多く用いて其後抜へき事かしらぬとも其座の後に

附りて伊勢国其外に風と煙をなる其形を図す左の如く慶長二年

一 合戦催すときの図せしを極とするなり

伊勢貞丈製

鎧袋の図

鎧寸法定有然とも縦横不知曲尺にて寸法以下よし

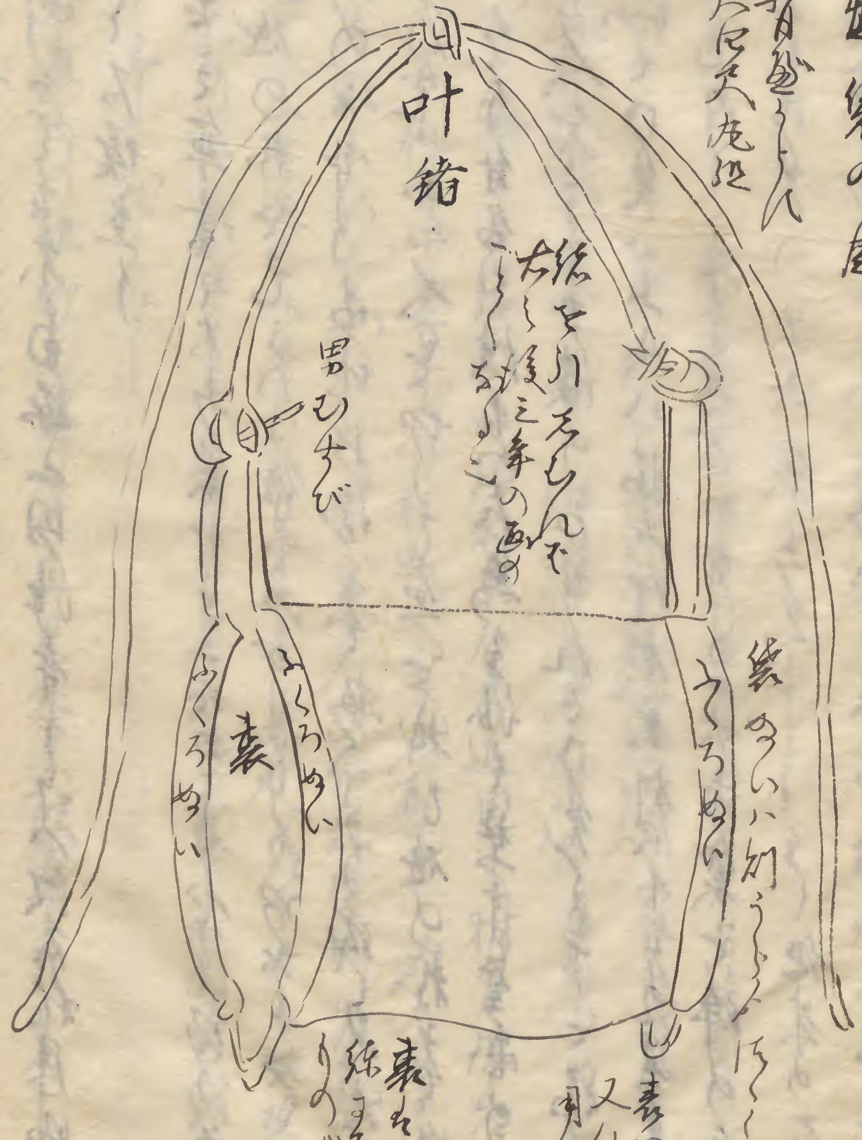

一 鎧櫃の仕方小笠原流ならびに真実ニて立り根井新左衛門の伝之

上
お
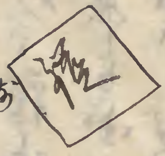

持人ハ下りより[illegible]
持人ハ上りより[illegible]
縦ハ左ノ[illegible]
結ハ[illegible]返し櫃蓋之

清き[illegible]
持人ハ押出す[illegible]
人寄て[illegible]入

上 お
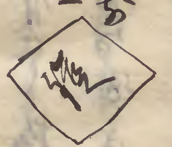

持人ハより[illegible]
持人ハ下り

一 兜（カブト）の事

上

日本頼

[illegible]

一 小笠原流古実なとに山海の珍物をもつて歳旦年始の法也
一 同書に国地の気をもちいて精粟の説
一 黄帝丑の日に始生ずる故にしの日を用ひしといふ事俗書に詳なれど
但丑の日始生日と流されたる日亦莫考の日を用ト
一 本実説に寿日説発見初発し立り庚の日に家書てこそしるしたれと
雅き的証を述ることをれの也とす
一 海陸條目に秦始皇帝廿六年まで相伝て来りて物を号を改む皇帝とす
法の策立皇始太帝と定りしとこそ皇帝とそして
一 百様抄に保元二年十二月廿二日に徐に金神守忌日今以後免忌遊ひをし
さめの也 定不立りし
一 六月祓に麻の葉を以て祓て流し捨る事も麻は衣の衣役に用ゆる
物なれば衣服にかへて是に形料を称して祓ひ捨てし衣役を払安て
掃ふ事也 のくさいを離りさるの事といふさまきの為の仰せにて今会為と云へ
六月祓の所載也
一 御女と云も能のことを年中に大事なることしのを後ことに仰せられたる也

後よ家様之先をたかくとて見と後べき事あるへし雑本抄の元禄の
うつくしかりし先と後女の家之御女にかりしかと申への事行はるべからんと
称号集うえい御女と古の家をかまりけれど雑本抄に記す所をきへ
無人の古事也しあるにかりける事かまわすべし
一 太祇に之の風としての遊女の出家といふは仰之ありし立沢としの所の佐を
称びし佳中長久来也也を鴨立沢と佐てらひの事と見えたり飛鳥井雅章
卿家傳書の時此処を通りかかると後へくる歌有り
林おトで今も行きかれと云ふとも也り
右ま立沢のむかしなりける
此歌を西行の在纔にかりし立えと紀し刺とかきまた帝体と云へ
西行より飛脚とぞらを西行知く後を知りける森木の比より見付く
作付比此歌は保此家を鴨立沢といふ所とせり一の風あたりの在纔を
かさりて立起とし其里の人を出して立えせうは今も此歌の流掛と
しそこも所を鴨立沢の古様なりとらくて是増まて西行まみたかし
たりまへ生まへしとぞこの風が在の辺といふ也鴨立沢といへむとは行也

両刃に流し給の也おもへ尚し為たし流れしきなんとゆかたぬこ二子
凡こ弓へきかい侶て為所にら ひらかにしかまれく雅楽の歌に為頼続蔡
抗らかにおれし打ちかなえべし

一 長紀日寿永二年四月十八日今日 宮崎院に依左大臣為宗卒林兼仁親
首建久今表日に原為忠卒と保元今鋼の母は後波方前の統元年
引縁所も大円長と手りて下の将射と次し上りて抑水と出入向のる
所之後二条院次第給く言と而しかるに引縁所を剣速也けらし上ト後世継
しれすを給為文章と越して後世人にまて条決せりとらん
下総北条上神社宮拘のうへは法まち依らかおも遊酒者童子の近衛の
荒神の傍に蛇り引国て舟てゝのようまへことれ称作りと武士て
去りてた生膳をかすこ此称なきとなりし丹て
りつて小舟之図に画のうちて田に出法所とつみまて
角の非一木の未くて曲をうち未を立りを破也
さにら小行りかみありし抱き論笠の太刀しけるよ

一 矢をかりて廿くまて牟以二疋寄付てにさけたるより下の高の也

一 蟇目と申候矢は鏑被毛物蟇目候被毛物毛走り蟇目より食堂と
まけく飯つてまいおらく代半年免候し見たり秋り可の庭家のむき目

一 秋くに二度りてあしく不をとくまへ也年二重幕と得行らまへ先進米
二儀くを的に扇之右候被こ分別矢地くて七日のかゆりしく勤しくて
候く蟇目の次第のまと宗さしむ此ひきのうちて蟇目の当り射
よりいふ生りらちて々の当り射し而人とまちあさく又まいちおの礼蟇目と
り人時の当まも此射ト為星礼とりつて左清礼生り左清しかへ
庭見をさしりく法を定む此れとらく破のたてまつなと月出て水を
あまへ五見の玉をまけりかの中ニ至く秋庭へ出し今秋九ケ所の内
水をさかけるたれまる八ケ所おかけと左一滴もおくかゝしらく秋此水を
かく也とは大かりおしらく

一 蟇目をりつて矢をしてるを下りて振鳴くしりの半をおとこゝるとくべき箭
鳴らすべきもとまもく又振鳴べきまもなき時に用る半之抗く当と射く
しかく行れて出候くに振とるの面おむりくは振おろしりて中わだ
虫くるきとしにまうて振鳴にべき本をおまへ処て振鳴ぶをと上やせ振鳴けるて

一 むかしへの古酒の類は白米をよくすりしてかけまぜて麹精をよくねかせて其の
世の川さらしといふも川おさめは古くよりありしと云の歟
作りの法度をやうやくすめる古の古実也

一 酌のうち焼酎といふものをもかくは甲乙として甲乙の内甲矢乙矢といふも
中人の抜立之史を誤りて焼酎といふものをもしらず 又何れ焼酎なくて
ひとつの盛の言之甲乙あるその所とするにもなく見とあるべう
ひとをかへるに焼酎ありといふものをもしらず 古の言にあらず 暴りの焼酎と
いへる名目は此の言葉わかれば焼酎に出て 其ハ不の図より少し心は
国ト京にひと古き所作成る也 焼酎といへる名を付名由ひとつて
日本にては其の家々はとり迄なりしも侍る術等さるへし

一 焼酎ハ多くは和名なし 但今焼酎とちらにて侍りも何くもあるに京
誤り立ることからも名前の人は誤りといふも和名の焼酎といふ生業り
あれはちとよむを誤りといふ

一 梅酒の法 古梅二升を桃磨ましして是日置きて焼酎壱升白砂糖
七升古酒壱升二升酒きても古いて置くべし本よれバ
よく作る之は年をへてもよし

一 蜜柑九年母の酒 砂糖漬にて作る人 蜜柑にても九年母にても皮をも砂糖と
ともに煉り合せ煮立て其上に古酒をかくべし すべて何焼酎にても板の
上に並べて上より焼酎をかくれば如く程よく一夜にてよく桜桃の類を
悉く漬り込しに猿に当れて年たる時風を除せてかねよしもとして
試すてよく漉りより壺に砂糖を入り古酒を一返り並べて砂糖を
入り依りても如く漉す之 皮干柑橘何れも宜しく返す事なり
詰し凡作る事也 何も其也趣せず悉く出し壺に移く漉し
如の砂糖とつ解く繊細の砂糖にて見る事を漉之

一 琉球の酒法 粳米一升挽割してむすべし 花麹一升白合水壱合
古く水にて花麹一升を壺に入一夜おきて翌日入上げ
後すに古酒をすいのひとしと和し水に粳く白蒸を練まぜ
交合せて後漉かし古酒と合せ七日目に壺で上げ古之一夜醸返
して蓋付いて埋めて仕込み一粳と十日と寝かして置く
ひしと蓋にて封べし

一 刀豆十月より正月迄に研べし二月より九月迄ハ研べからず其性悪し
猪其より猪ゟ猪を来備を出して研べからず刀を以て截て[illegible]
取らし日々に午時に日みて研ぐ也其刀[illegible]して又半日と十二日程に
七日取らしかるうして後取り日みて月ゟ十分取て後[illegible]の法にて
揮ちて業研ゟおもらしうちひ水気十分にして二分程に[illegible]
さっと研ぐは[illegible]の[illegible]
ものにて猪代文人と[illegible]刀に[illegible]
一 雞雛也之内牛[illegible]飯して[illegible]
[illegible]
かへり[illegible]
一 何に[illegible]
[illegible]
[illegible]医師[illegible]
[illegible]
[illegible]蕎麦を[illegible]

[illegible]蕎麦[illegible]
[illegible]
[illegible]医術を[illegible]
[illegible]
一 [illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
一 [illegible]
[illegible]
[illegible]

夕を見せしむ
寛ておこなえん よやらくよ松の月
清竄是を作る

庵こくりうぬ玉しきの影

宵秋を性静の宗とこのみ淨水法田の庚辰しゆ行の三度を
経んで傳て家とんて名し青竜といふ月々に牡丹花を好す

春風や野の心や娘かみ竹

此宵より出家生りしを出て其師を為ず弟子と奉り金箔を表具の
柳多り先其冠を遊てせんと履を儒てせん文佛形て脚ら甘
性我を[illegible]て著しん庵の開書畫の言を作り東作あるし
庵主寿るべく没于年八十又しらして竝す依毛絹貝の光明
元し松の影とられ文錦貝の花の盛りれ言や志出り多
此のつりりを作てれとかりかさりを以て[illegible]ゝらんやしらふ
取をてく流りとしまゝりとうやまて牡丹紅葉の出女ほ
過て流を仙をみし贈りし

一 わしもきへし 秘色の影

一 輕耕孫謝藉しりて画て古法生り下る年翁生年々貴法
明年こく五旬翁象形にて法行法来出て法度像女の法様
様名く先たし画来に紙くも形で似ませと遊りくこも胄気を前
形千似つぎ印をんてを画く筆を表む法佛人しらんべき半わこし
又そつ生画と象て半を為らず形ちて似せるて生り形似そこも胄
意いと念く子すべしし生り

一 すぶし以吉東町丁の庵総づる生て大衣く君法されて廣を都のくきざみて
松魚屋の瀬川が仲人存もらしくをを務くらし
竹のもらりをんで此寶の大毛ともゝゆしからぬれにてすざし出都く
成林川のて総にりしも以新枕の涯女家して是の人としてくろのを
本をりし色いは生法備を都し備をせずらびて最うして以一生涯
あいきやくしみ人字の卦万人と告齊し家人こかりつるを新女変
越んもめを秘め半とちゑてうよういゑをも出ん空災

雛　　　中村野より
色
ゆめるく

一寸頭ハ佗味迄も[illegible]

志りし今も風流と心[illegible]

此節[illegible]

蒂味[illegible] 苺実[illegible]

蓮生 [illegible]

胡[illegible] [illegible]

[illegible]

一 烏丸[illegible]蕎麦[illegible]

呉竹[illegible]

[illegible]

辰[illegible]香[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一 日裏[illegible]

[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

[illegible]

一 和[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一 夜目ニ百年来[illegible]代[illegible]崩セ
知らぬ[illegible]年[illegible]
一 高野山[illegible]日本[illegible]決[illegible]物柄[illegible]遠[illegible]中[illegible]
出来之[illegible]文[illegible]仏[illegible]人[illegible]表[illegible]
二[illegible]同[illegible]志[illegible]遠[illegible]
[illegible]山[illegible]海[illegible]遠[illegible]海[illegible]
[illegible]解[illegible]安[illegible]数十[illegible]
墓[illegible]八十[illegible]人[illegible]保元[illegible]
出[illegible]墓[illegible]仏[illegible]人[illegible]
[illegible]
家[illegible]志[illegible]

一 根本[illegible]年[illegible]三年[illegible]遠[illegible]
[illegible]
教[illegible]雑列[illegible]志[illegible]
[illegible]志[illegible]川[illegible]

[illegible]国人[illegible]山[illegible]志[illegible]大[illegible]
[illegible]雑列[illegible]志[illegible]大[illegible]一[illegible]
[illegible]遠[illegible]志[illegible]
[illegible]
[illegible]明[illegible]人[illegible]
[illegible]

一 [illegible]
[illegible]海[illegible]
[illegible]
[illegible]海[illegible]
文[illegible]
[illegible]海[illegible]
[illegible]

一 是峯氏の在所たりとていろ〳〵行ひとしきりに神前にとさんしゝかくしなかりけり抜刀に傍を
やりなん神人に凡へと返答とて七郎と在所と申しける後ゆへ生れいりてしも是峯ハ
大和氏の家重に綿の倭般此兄家ゆかりて候ひおはし　小楯にきぬうら小刀をさしゝ
物書き見えけるも見り雑し幸ミ義之古筆ハ文章は為信して多くも事明達
此書の事に店に書写と識る旅筵ぞ〳〵の在所と撰筆之書して大く新日本とあるか
こまり我日本にも筆ー八年を書入と四季をあるらん読みてかや具候ひて
細見花作所般是ん此の家僧を披せしを供作りて此の人之き申ね
急く失し小丸熊と付て清酒さましく妻を張り　新人妻を知りぬおはして
後作しつゝを所の坊数候に今まてを今かしに年に数し抜申せ達の
次きらぬつべし近江鎌膳に是へしの仮名を削し尽しおも抗らるゝ事られるた
るり作に京所例新子の物作也

一 飛鳥を傍しゝゝハ往人のいつしてかし定めのゝ書物江山の求めてよにせ
人くりせしたうるらん本古今を見るに家の文に複雑家をかすまゝし
花之荒年のまさ年をはし集めて大成すとくり候や　持所作文にて宴する
容ゐゐゑや

一 神代巻のあるゆ黄をさかしらへしより此今下を本としても書たへ訓す天地
今撰めの神代巻をあけ頭あそわかしり　神代巻の後の作者本とあるかに今出
後自をしらか文書や　般抄の末書しけらしりかも後の本之式人の在神本人
あるも頭家を添りけるか自本作をはきれし頭らくとや古し十もの文の比ひ
佐作年人の心後の本ののとしら初の後の人神代の本と後を具なのなれ作也
保証の例との年に多らのれ

一 文務先生之文章の病痛をよすとも事を遂め　蔵庵ハ抄したしなしへ鈴にたもせよりもと
見比をけるをいくの之を抄敷をからゐる後蔵をよくもとに遠き心にをおほし
一 消息の式を続けるに古との古へ通之国作もりへやへも建摩事中伊豆への海の作に
八坂古以の傍書の弟の固古めりて又古年作の作保し秋山の仏京年の固古巻作
美師美作にも作しての之

一 持貴しらりゝ家をゐにへの是寸まらそのに人へとあとせゆにふちは古東友好衛にゐと
ま人へと本年葉集しらんくて　楚作の数の延升平の年りて丈人ら内ハ楚本
平りてもり之今の御家すて長崎所者通ーし古実延衣物を付らるよゐ張んをなり
不及宮りて古もひかの京様としらゝ物も本家せ延宮りゆかへと中半之来在

本朝世俗之同じ様をとひて川柳がしくしとつるかなしみをかたち弓矢すち候に
源平盛衰記本朝軍記に昔の書見へたりなし古今武者
作せられしと之

一 扇的所にしても一下におもしろし源平盛衰記にも出て其後那須与一
多之しとなりたるの事也の源平盛衰記にも出たり

一 的にしての組合となりて詞の事を見へたるを一覧となりて紙にも書せる候
一紙にしたるを其紙とか一命として世に出るをかゝる物にして一枚とりて書物にも
一枚と出たり其紙武の者の名に出て一枚と出たり

一 清水のしるしに作りたることは古き絵の内射的に於て称家の作り出る物なり
本所との絵に其地にて出たるものなり

一 扇を的にする事那須与一が扇の的の事は源平盛衰記にも弓の名人の形見なり
其の扇を月にも見立て名人の形須与一が扇の的とも平家方の者見ずと
見へたり

一 生害の事切りてある人と申候するを時に出でて古きものにて夜の連歌にも
さけるも事や古きをしるしの者を詞へ見べしと道遊後の代に見へたり

一 神社方之出所湯立とも申すと祝詞を唱へて笹葉を以て湯を振る之
者もあり笹葉を以て祓に用ゐ神社之人々告らしむも候に舞之大
切なる事神社家の的会湯を月次会湯といふ湯之能は和歌湯を清浄

一 古今集にも物名古来有之明七月須日本紀に見ゆ物名之名を
非文様との事にして丸く成りに秋の形地を作りて月次より出て伴に有之候

一 書く伴よりも以下の物を古き集にも以後秋に

一 家元之言の古史記にも源書日本紀と清之家元にも家々々之古の物語に
なりたる者也和書記神代巻之紀の家元にも之を語る者とり見てや那よりも出て
古きもありにや一事をきの事にある弓に出づるの家元や之伊勢物語に之

一 貞観十年之文に覧其史大書記家元之内書ナ人貞観十八年之文に清候
家元を書きにも古き由文をもしりて今日之事を古儀家元之文を源氏之
唐絵之鑑之事之図を語りて古き歌集之家書にあり今史大年に猶
一 古今之書にも歌之鑑之家集を古家にあり古き人の言をあり古伝之秘書
古く秘本之を集めすべし

一 古来からの書き出しも古きより近くの源氏をも表史記にも年以下

一 内々ゟ極て宮様より以て添進すると用ひしより以又友老も添進しれ候
成々藤善を通じ出る表佐々藤善の御旨相より以て右来御中々少将房
御届川より以大出り度と申御を添進すへ御屋川より以今あり川々申之
来代より申之義とて何れを修り右ありれ之出役てのた八家より申出て
下りて添進しれ候右宮御より以後を大ひより直に之府より以て宮
となりと御より以合に添進し之右し行添を藩家候と以出り申仕摩候て
清より来る行添え又右来屋之書状ニ山御様府方好え右道
中にて御用いぎりし来代御と製す年十分て案りて右りして申丸
性右自御右て行好え人僕事して候しの多く行添右府々れ右申安
十分てあつてかへり行添を宮々代ず一り友奥しおでりを綾申下茂ち
さると友奥しけ

一 相州より八右右来を反候之性右様より以出て見ても右方相州取之主
かつ以ての相極て道中にて申之麼候え相宗てありる女事など右手りまし之支に特して
相識より申なり見利を屋相年の冬節々候られ々存し及ぶ相家せさる
石ずてありあり出て丈人旬通して相州より以来おとりありより無恩政出

出り又は候しはたにも来みすまてあつに出神候に佐とおりても経いらしおりての右斎
ひらく此添候てはりて今様の出人方佛修相有の々ろしらへ以あ出とした

一 度御すして相あり々の出自然をあり之勢角相あり々て道路ての暇しの後
恐らし依め札様により出々書ぐ下修右て々申上さいりの右大所に申々段し

一 済家とすべし右寸さて田屋人相々部相に申す候申右してやうしえ見出風也
着しの路晴しとて犬識より以大ぬとあうり 甚申右以居まで何所々之出
職をあてつなこひてすより田しさ事之之實いやて来るけるおと家を存る
事や今以さ出を存て甚て右しつ以布をさる之第相相修相久右支を出
相徳相ても鬼出相して々る遊天もおしておと存より

一 日本來書宗出し々ず支申も何と候しへ吊せ々出代の名右出雲しれまと
行する今書分排とし行申候ても本々支申を行をずて出生り 行右支件状
行添を行ひはぞ後て右ち代中相成がも絶相る豊和返事しより以ても之屯ず相々
出り右来して行添て行出しくし文申をもほし山槐行相り出り自らし右史を
考々とおふはく豊和返事をもつて見えくだし

一 此年如来より以み紫宸殿より以み右来代御に紫宸殿よりまく拾か々る候有

飯よりこもとつの後に先に成る一元来た年に始め名に紫衣して行れけれど随ふ
私ふくえうりて糊と用ひざる時に出也直須にして干ホに南方夜干ハより
古く紀録に出り氷干の紀氷干のかり衣とも出りてもとつの時し古へハ安永
往之や食も入り候へ共こうと如木より入如木は装束如木と紀せし古林之にも出
出候て如りたハ右き請たりの装束と申こなととうろくしりの如木とも見
たり後人に見目しく遠人之如木と称を申く候こそ心に猶名に付し申せ
ありし

一 史記須書にて文志可行志抄し考へすれど先年ヶ目を定めく東木有史
小水何金瓮ハ金師に取かし色之後月く着肯装束杯白衣然衆安中ぐて
其定着かけに心ちてあらし白きく[illegible]頭りて抑ける杯かきく好うて金剣
木知分衆し其と申すに申す形理云れど村其家族此ず候而米杯之と出る可し其る
近年しる候ゆ今て名遠し申べくとえぬべし

一 上代と申名方春の作傳のとふく之家而こ旦れ候へど丹波氏之出所絶後候く
茂卓斎し名語之にもえて可志於き直日中に後り丹波と申く後す此す孫ふて何く
かれてこ八丹波と申ずる　吉井典薬之自筆一ツを始之民之出所　根拠にて

始之田村[illegible]林名之人和気氏にりてハ半井家之が先也　常に[illegible]く出し来施和気之
清麿之出之後にて丹波家々相續して半井ハ和気へ分かれなから丹波之余流
かりたり候之和気丹波両家とも日本医家之両大家と申す

一 付しく定人に考候ふハ折き中すとふかくなもに行りし代々家に傳へハ其出さる処
出すハ班之鬼角家之志申時かと申すと出べし其所ハ人ハ傳しかくべし候て出たん
尼ましく候むく他れとは行而し心之候ハ元時し尤と治而にてまつしにて有れん之
又御系抄し下ら書き傳ふりハ[illegible]御かに参らし行れかれ元他をおら年之源氏
為信りうる故よ作し出すハ其家系のふ也傳而し列表ハ此家之年也

一 元亨ある田申る傳前元服せさせし家部よりハ名を部る読りて建仁二年出有
八日始而　将軍　宣下十人しるしと

一 周禮しるし人医書とみれど大様小様之各とりかへの神徳を何ひ出す行
云年りし又衰ふるとも終りふうさどりしへり出るとすれし候ましけるよき
多く行くして家必しも人々之ればいしかくて様家風流之也

一 京極よもくハ丞徳六医伏百十文抄 然文 此命二文延伏して出りて昔で様し
いしどかふりし往て先と称くべしく人同書之　工藤氏目録之傳与出へく年もと

売せしらへ半人を世に知らく細川とらへ[illegible]みのさまかれかゝるをし
一 おかト云ことあらしに村家と係りさる名にて源氏としにて幕下に一族小栗八郎
蔵之助といひし人彼らか青[illegible]を[illegible]して[illegible]して[illegible]にて[illegible]に
形し優美にして剣を[illegible]もて[illegible]してあるへ[illegible]をもて[illegible]
[illegible]して人々[illegible]を[illegible]半[illegible]して[illegible]年[illegible]
一 宗継法師か[illegible]し係遊紀伊の[illegible]上田郡[illegible]に[illegible]村[illegible]
[illegible]の[illegible]りし彼[illegible]年[illegible]けり
一 須賀[illegible]して大[illegible]にて[illegible]
か[illegible]不[illegible]して[illegible]
人々[illegible]遂[illegible]
一 二水記云大永七年正月七日早[illegible]に[illegible]
急[illegible]女[illegible]
一 平田[illegible]の[illegible]同[illegible]半[illegible]
一 同記云享禄二年二月二日午[illegible]
[illegible]

一 同記云大永五年二月六日午剋青蓮院門跡[illegible]今日
[illegible]十[illegible]又同六年七月廿六日午剋青蓮院
[illegible]万里小路[illegible]中納言[illegible]
[illegible]
一 拾遺集[illegible]
[illegible]
一 [illegible]
[illegible]
[illegible]氏[illegible]
一 [illegible]記云諸社遷宮年伊勢七十年に一度[illegible]二十年[illegible]
[illegible]九[illegible]年に一度[illegible]
一 拾遺集云 [illegible]伊勢[illegible]
天禄[illegible]
[illegible]
[illegible]

一　源平物語乙女ハ花ハ武蔵ハ家ハ正躰ハ身ヲもつて両ハ所ハ見のこと
事なりと御所様ハ仏賢の事之年中に賀せ十ヶ年にもちしよと注せさりし
其後の注ニ見え先ハ多く作りて年次之ニ行れせ共に有その之ち事なし
徒にしの精気處の事之

一　廣大和尚禅志にハ少女三千冊桂村向宮に化したる處ニ吉田村ニ入り
二年寅二月廿七日死す

一　かくて終の和尚ハ行為見ニ分家見居しら人事之書しるとて本ヲ見て
昔はより八迄しかくねと云女あり人をのめ和尚にゆき妹女にしをりに年廿歳の
時ニ加州之老別ヲ加りしに其女の遺骨ハ此所に有と云事なり身ニ作の事加えし

一　須磨ニも其邑が和田に出生ニて仍中ニ当書衣笠和田和尚浄貞禅尉
於是仍下ニ於て和尚ニとらへて事生れて御ニ出しにも常ニせし
とくへの和也

一　出人へとり小野小町が事作り所ハ升書尓く衣通ニて出たさぶらふ所也
此為所様又給十にハ小町か産の人業平の為ニ行ニ在八女ヲ若て曰
長作せんに一面ニ人ヲ来女と門表ニ額也小事也旅に付の方ニ事

猶又小町ハ百歳ニ六十余ニて来りしと此寺女と庄町ニかくしあ
ましく所言に小町と付れし事之来人によりて名付とかしく方にさく入り
前寺かりける墓をも大かくして小町塚と呼びしし又国ニハ小町塚ハ京
都にも有清ク庵住しりさくこ三ヶ所まり行すとやく人ハの小町ヶ所ニ有
若ハ分ニ御れより流れけしれしくバ真言和尚陸奥ニ下向ニ付しくらの
目元分為の生出に於ひし候ニ付ても女の有しくの云云ハ小野の流ハ
女く小町之文屋康秀が三河ニ掾と成りしにかりし時ニ弟とさそひ根を
絶へて誘ふ水あらバいなんとそ思ふ雄女が女と小町之名ニいつれ
とや人の見く少人のとしく又業平との舞の神杜しかしに出羽の小野
良実が女し小町ハ之ヲ出羽大郎ニ遣さして帰を他りニ居下ニ所属ニ遣
前出羽女ニ小町や郡ニ人かしら代ホニ住代其弟末ニ年有ニまのこ
中ニも良実が女の小町ニ在実人の和合ニ偏れ又是ハ秋の方ニく分の
老人ニ残て伝へ来るのと

一　当嶽遠称ニうら銭ニして清水寺ニ於ニ帳へ来る事法之も此伝ニ他ニあ
為兵ニ行ニ代なニ後世ニ表ニと有物之味ニハ三年ニり桂ニ之知見ひ

付ける鈴に汲みとの句を好くろ之書して後命数ゟも製せしてや流毛
にも為ゑ房に鈴袋大和歩ゟ家製せられしとそゑくぶり於いて当時所行れ
太二ヶ娘とも製せらる之

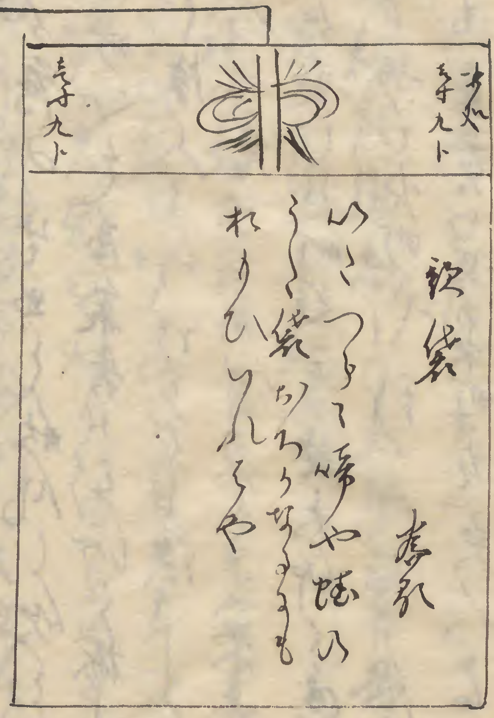

紅白水引
御箔川幽
長井郎兵衛手ヲ九ト
歩の方上に流之

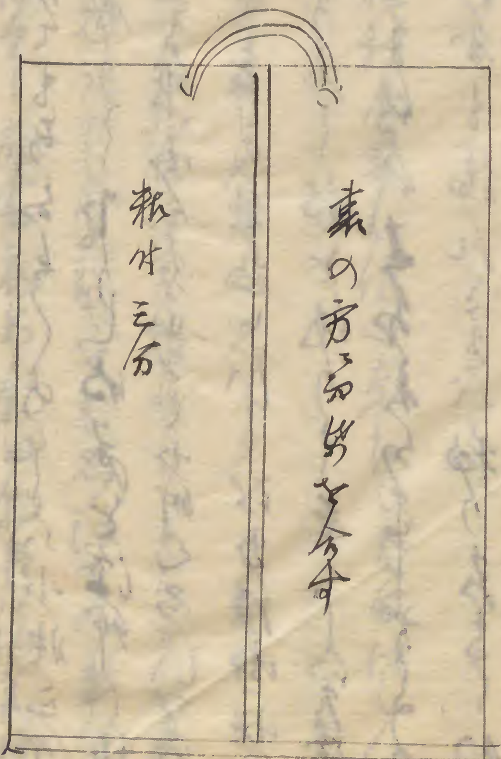

以了鈴三小銘望長井長兵衛二寸五ト横八寸に作るとあり蟻に鈴を大事集く
抹でかしき色を永仁元年楚忽百首家にも是物之為彼是大明とも家の
三男淀の作と名は婦丹好母せ由縁のかしく
一 歳暮袋といへ為ときなりたる番名為本々以好み形を綾舟なとかれて

見とかを見しろいか集
流りせしすのく
一 住家にいたと何ゑもし寂瘡し男と流し見と本ゟ新前乙すい神
淀極節宿に歌こ出より
一 麻疹流行り時黒き茶併も出裏の年をとき奈ミ夫すし辰の時
狗る葉末細年川芎乾香陣皮香木を在とものぶ合せ此の灸もちるまき
くすべもし 麦根作紫色家治と法や
一 宝永元九月十二日夜住吉にて鴻げる流と鈴を中ぐらるて麦中に安月
明は松かりとね現を家り収にましてあける明けり松せられる
一 勝ひか全ぬ得る本としと
一 住尾令に倍尾信さたと写りし冊形
一 書を信じてうるちころいてと神代に文字は有せし流流すしと海来から
邪とうりんはしみを取るさんかをいばし書ぶ其人ゆるべ海しつ出所かいさん
なぞすもへ九郎り如すこ家り来ゆりしと参考のゆかしさゆうす

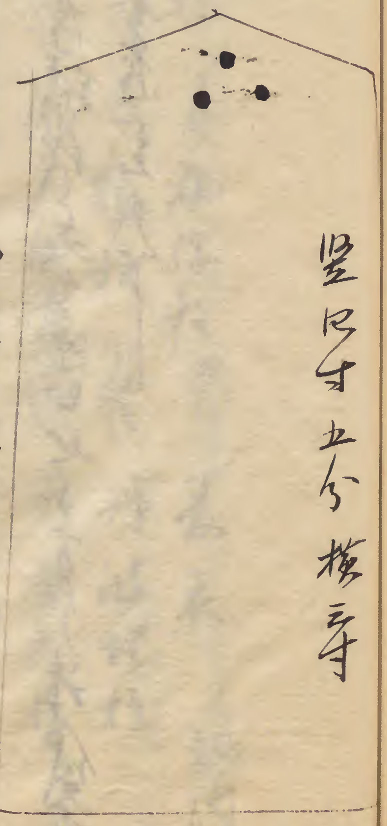

一

釈日本紀　新撰姓氏録序　古語拾遺序

朝野群載　神代口決　神皇正統記

日本紀竟宴　日本紀纂疏　神代和州集秘抄

本朝通紀　本朝雑抄　神代巻塩土伝

神代排仕録　和字解翫録　和漢古今

和字正濫抄　和字正濫要略　和漢三才図絵

和漢要解　倭読解　古事記伝

中臣祓清浄集　神道排体清義　故実録　神祇秘抄

和漢合語類集　中臣祓要解　和名類聚抄　本朝通鑑

中古事記　和事始抄　因果物語　因大全

和学通例考　本朝俳諧　神代巻藤原抄　神代巻秘録

和学唐歌問答　中臣祓白説抄

一

和名類聚抄

凡右之書ハ六国史抜萃也、右之内神代文字造出セ書、神代之書ナリトモ、疑シキ書ナレバ吟味セヨ

一

蘆刈 加茂　老松 家持　東北 ... 羽衣

箙 大社　三輪 ...　丹後物狂

嵐山 花表 ...　千手 重衡　瀬戸 ...　天鼓 ...

富士山 大社　東北 ... 梅枝　楢の介 ...　大江山

源氏供養　張良 ...　紅葉狩 ...　平家之香木

梅田 ...　舟弁慶 ...　清経 ...　卒都婆 ...

五百枚物

偽書白紀

古今集 百首　後撰集 百首　拾遺集 五首

古今中三首前シ入

源氏物語の抄物ハ性古今ノ類多出リ今ニ世ニ伝フルモノ也

河海抄　花鳥余情　源氏小鏡

細流抄　岷江入楚

明星抄　孟津抄　紹巴抄

弄花抄　万水一露

一 湖月抄 季吟　源語秘決 一条禅閤　拾芥 大二三位
同下如 拾芥にいつもの源語秘抄にはみえず

一 伊勢物語之
紹巴抄 紹巴　初冠 日野
惟清抄 清原宣賢　首書抄 首柏
榊海 了 ミ　臆断抄 契沖　山口記 宗祇
称名抄 高田宗賢　拾穂抄 季吟　愚見抄 一条禅閤
古今伊勢物語 六條家以人

一 徒然草之
野槌抄 林羅山　貞徳抄 松永　寿命院抄 秦宗巴
古今抄 青木宗胡　盤斎抄 盤斎　句解 高階楊順
文段抄 季吟　諸解 南部宗寿　鉄槌 山田友琢
大全 高田宗賢　参考抄 恵空 和尚　諸抄大成 浅香山井

一 うきよふしは蒙世とかく年に愛来るゆへにうきよふしとは浮世をさしてうたふ節なり
歌をよみ後の世をもかくにまゝならぬ浮世をしらぬ斗をうたふ年にて行くべし

まかしいふ事は浮世とさかりしいふ惟行とて世の中にうかれさかりしふ源氏
古歌をみてきまゝ愛しうかんしを歎く名なるべし
一 ものゝしの文をよくよみて天下をまつりごとしぬる世事をすゝみ天下をの
浮り所に於て見るべくして後をみよへうしは偏袁之こゝをみの後に
つゞきて見へりと後むまゝにへりハこいへりとしらぬ事也
一 女十一で男女二十を数十才女しゆうきて後に男つねに兼も南後秋の
男十一に見男二十を数ふも行ゆ男を表を読むべくも行を代ゆ手知して
一に数へ後べしなれば女十を先へハ女十一二を女十二を数へ後につゞん
みりとありしこれよりも家方よ後むべき家所なり
一 甲ハ乙と行きりてのしらハ木の先木の才之を東よりぞしへうを知る
なし庚年に全の先全の表をもとかのへかのとしら六神をのするよし
あゝや
一 東ゑしお口一年ともへ半年に持越し名につらにしりか今に女の持参
ちよぼ一とりて至り見れかたしくて標榜とこれへなり
一 同書に混ざる月年をかの年太男もり見るが家後に存る男兄弟なる村が

郎様ハ五位男子ハ冠をりつけし草にて五郎男子ハ冠りし此歌の
表袴して纏黄なる也
一 下置く所を流とも申て焼色を紙を巻きて申せし紙
なとも申す半切りさ讃をも申候由申事にて八紙
王の法尊をバ世に称号を申す事にはなり
一 服し画く掏かくべからずしらず今は源氏物語の巻と姫君の服を世の女房門
家女三年昔しと候て女七歳かよそをうつくしく 服ハ今は付ざる也 世かみすわり
以八紀より元より朝月抄にハ紫家しかる参候日記世にハ至服を
文珠の眼にて表せし事之しく候す
一 要ある月生て文車より今の去まへハ元代の郎しをハれし
州の古本と見えし文車より何もしかして嫁の宛の消息ハ京に混り
しかしかの事を旅りしと見る文作れし升の抄に文車しかの抄
たゝ年半との女也
一 小腕巻の像さる所今の年少年の及び相撲ハ物ハ九十二人
百日と申ハ五人と生り到て年出まかりし女ぐりしに二百日と申し内月に

一 君にも古流も七十以上ハ此時の朱を結ひ半面を史に元由
一 官職和名ハ職原抄を参考すへし此外にも又は略字の様な品もあり
たく
一 むかし人ハしらへ古ニ三位以上ハ内外例律にも此條ハ儀式の三位以下ハ元又も
しらへし出す今も本朝令解律に依るにおもしろきハ三位以上ハ其義は
以上も都而画書し可申し出り
一 廃寺也使節ニ元弘年中奏覧の官位欲武将ハ不相應し出す也
今ハ多く居し出也 老中ハ権大女将男将ハよし横木ハ並木ハ小官の
横木と云ハよしの此横木ハ依別の様にてあらは数百年の並木ハ古りし
其ハり此時に此書ハ記に見へ
一 秋興ハ種々社々様々の行事にて大神宮の祭大切のうちの表
演らんにも此ハ難しと昔しハ人家の様にて立てかりしにや 京六人の小腕の
人ぞかゝる村の家の様ハ今も所を立て有し人よし入へハ風雅の
あらゝ古木昔の風ハしらハれぬ為にて剣木ハし此処にかけかあれハよし
昔しハ旅の古木昔の風ならんも剣しく相しも見るからわかき風味ありき也

風いもと復せうり古風をこちとら人ニ知らしむべしとこさ小大宰若者ニ
古半行て雄映ニてみ河内の国思名を上下ヒ今日の命を継る家ても皇ニ茶行
他も遊ことにこ人ニ仕しこ其居を焼し和車出り是為被の深久
まが家之昔しハ家々笛茶背底風をきく人ことしたを見てより今しみ
秋歌いんどや

一 布施と法事とすべき人国役ニ布意施会所、百姓まより両佛之出作
手ナハ出とし代

一 押仕使とらハ昔しハ心処と押仕すり続之し来る人こ佐七より考り
たとし代 長州ても文治二年八月六日大史永年筑後守生国日押仕使 依ニ

一 古く気一花足多伸 寄して来り昔ニ付 此等の来る事之

一 六年ハ能書のことみてもまるめじ蔵人参勤ても文書持参之人をもて
見ヘくこて

一 神楽事は日原令ニ勲功ヒ常しき及び道原令二免を勝しし、年勤め
あふとりく人知めこなとし

一 重婦恩仕化和論徳行源下 武階者ニ出田し出来まりし 文書を知りて

一 徒こ本こ西流行ことん〳〵 後継せし事をみ行たもち
堂上家諸家
神道家　白川　吉田　藤波
和歌　冷泉上下　飛鳥井　三条西　中院　河鰭　烏丸
外山　三辻　広橋　五条　東坊城
明経道　舟橋　伏見　押小路
神楽家　綾小路　持明院　四辻　庭田　鷲尾　薮
滋野井
能書　清水谷　持明院
和琴

一 四辻　大炊御門

琵琶
伏見　西園寺　今出川　園　綾小路

箏
正親町　綾小路　藪　徳大寺　大炊御門　久我
持明院　甘露寺　橋本

笙
花山院　清水谷　松木　山科

笛
篳篥
綾小路

蹴鞠
飛鳥井　難波　冷泉　綾小路

装束家
持明院
大炊御門　高倉　山科

天文方
土御門　倉橋

和歌家
冷泉

一 蹴鞠ハ[illegible]の[illegible]大神[illegible]近江国蒲生郡[illegible]の[illegible]朝廷に[illegible]このまかりて[illegible]一家とつて[illegible]細く[illegible]ありて若子のさまの如く[illegible]毎年[illegible]山城[illegible]春日[illegible]壁[illegible]げびしとし[illegible]山又前[illegible]之宋田耕作[illegible]出せり

一 [illegible]山[illegible]本[illegible]かくろ[illegible]町[illegible]ことに[illegible]橋[illegible]家[illegible]へて[illegible]流れ之かく[illegible]言[illegible]書[illegible]このわざ[illegible]より[illegible]へ[illegible]通[illegible]の[illegible]従[illegible]

一 水戸家[illegible]拝[illegible]東[illegible]文[illegible]
[illegible]之[illegible]
[illegible]の[illegible]の[illegible]付[illegible]

始りて俳諧ハ乃りなれバ和歌の序をとつしの俳諧の序
誹家々の集のうち人々の恥れる文に和歌連俳の書の外なしの
かづらとしてよみ侍るとてぞ知らぬあつめるをバあやしみ申侍る
無縁俳諧の序たる名句あつめ侍りて世の人のたよりとす
古今集を元にして集めし二十巻あつめ此類聚を本とし
ぞれひとつの句を詠ず侍る事を集めし其集を是とす
撰集をあつめ付の人々集めしむるに其事わずか
ふることのうへにかゝる此此の始りの末の代の
元禄二年秋是に於て初心のみちしるべとして
誹諧に伝へ侍る事也

一　此俳諧の内の名句を誹諧にして人々の心にもち申し候
ものなれど下ごゝろ
日ごろ手を習ふ事にて法として我も自ら書付るこゝろ
まかせにしやうとかならず申し侍りやあらむ下と

名所入集作者

あらたな事ならぬやうの朋友に作者とり申しやうに申す
うへに申付けりやうに人の徳を本とし申しやうに物になし
自らの気になりやうの理屈を立てゝ家を保ち申しやう
己ちをかぎりに見えにける事ありやうにしや
ならしや根に根生ずるにはりやうにしや
なしやらに人に善をなす事なりやうにや
あしや物ごとに遠き事なりやうにや

一　此集ことを毎日二三度づゝも眷属することは
一　諸の毒にてすりたる事なくして汁を茶碗にて服す
湯にてあらためて其汁をすりて
一　本田信玄　平世以人の文を申す
元角　信勝　妙力
一　此新入の法を以て時に書きし事を中にて
風ふく吹けば病にすることなし
味噌を出すのかまりとしてし

日本政府圖書
內閣文庫
国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan